

長浜市告示第247号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により次のとおり認可地縁団体の告示事項の変更についての届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

令和7年6月17日

長浜市長 浅見 宣義

変更後の規約に定める目的

自治会名	規約に定める目的	変更年月日
田 中	円滑な自治会運営のもと、自治会員相互の親睦をはかり、豊かで快適な生活が送れることを目的とする。	令和7年5月18日